

令和2年3月27日  
法 務 省

保護観察所における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果について

法務省保護局においては、平成18年9月から性犯罪者処遇プログラムを実施しているところ、その再犯抑止効果を検証するため、受講者の再犯状況に関する分析を行いました。

結果については別紙のとおり

(参考資料)

参考資料1：保護観察所における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する  
分析結果の概要

参考資料2：保護観察所における性犯罪者処遇プログラム

## 保護観察所における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析

(令和 2 年 3 月版)

### 1 目的

保護観察においては、強制性交、強制わいせつ等の性犯罪及び性的動機に基づく犯罪をした者に対して、重度の知的障害がある等の除外事由に該当する者を除き、すべて、特別遵守事項により義務付けて性犯罪者処遇プログラムを実施しているほか、実施を義務づけられなかった場合であっても、生活行動指針又は任意により同プログラムを実施することがある。その結果、平成 26 年から平成 30 年においては、保護観察を開始した性犯罪類型の男性の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者のうち、76.6%に対して同プログラムを実施している。

同プログラムの効果を検証するためには、等質性を確保した受講群と非受講群の統計的な比較を行う必要があるが、保護観察対象者については、上記の理由から等質性を確保した受講群と非受講群の設定が困難である。このような限界はあるものの、同プログラムの再犯抑止効果を把握する手がかりとするため、同プログラム受講の有無が保護観察開始後の再犯を予測する変数として含まれるかどうかを検証することとした。

### 2 対象

平成 26 年に保護観察を開始した男性の性犯罪類型の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者 1,198 名を対象とし、このうち、性犯罪者処遇プログラムのコア・プログラムを受講した者を受講群<sup>1</sup>とし、コア・プログラムを受講しなかった者を非受講群とした。受講群・非受講群それぞれの保護観察の号種別人数は表 1 のとおりであり、罪種別人数は表 2 のとおりである。

また、非受講群のコア・プログラム除外事由は表 3 のとおりである。

---

<sup>1</sup> 受講群には、受講開始後に途中離脱した者（19 名）が含まれている。離脱による影響の過大評価を避けるためであり、途中離脱した者も除外せずに、受講群とした。

表 1 号種別人数

	受講群	非受講群	全体
仮 釈 放 者	582	251	833
保護観察付執行猶予者	319	46	365
全 体	901	297	1,198

表 2 罪種別<sup>2</sup>人数

	受講群	非受講群	全体
単 独 強 制 性 交	177	30	207
集 団 強 制 性 交	39	7	46
わ い せ つ	327	106	433
小 児 わ い せ つ	100	21	121
小 児 強 制 性 交	13	3	16
そ の 他	245	130	375
全 体	901	297	1,198

表 3 号種別・非受講群の除外事由

	重度の精神障害又は知的障害	日本語を解さない	保護観察期間3月未満	その他 <sup>3</sup>	非受講群全体
仮 釈 放 者	5	0	226	20	251
保護観察付執行猶予者	7	0	0	39	46
非 受 講 群 全 体	12	0	226	59	297

- <sup>2</sup> ・単独強制性交：被害者に13歳未満の者を含まず、罪名に強制性交等（同致死傷，強盗・強制性交等，同致死傷を含む。）を含む単独犯行の者  
 ・集団強制性交：被害者に13歳未満の者を含まず，罪名に強制性交等（同致死傷，強盗・強制性交等，同致死傷を含む。）を含み，共犯による犯行がある者  
 ・わいせつ：被害者に13歳未満の者を含まず，罪名が強制わいせつ（条例違反等を含む）のみである単独犯行の者  
 ・小児わいせつ：被害者に13歳未満の者を含み，罪名が強制わいせつ（条例違反等を含む）のみである単独犯行の者  
 ・小児強制性交：被害者に13歳未満の者を含み，罪名に強制性交等（同致死傷，強盗・強制性交等，同致死傷を含む。）を含む者  
 ・その他：上記以外の者

- <sup>3</sup> 重度の傷害や疾病，退去強制事由に該当，など

### 3 方法

上記2の対象について、平成31年3月末日までの再犯の有無を調査した。再犯の有無は、再犯事件により保護観察付執行猶予の判決を受けたこと又は刑事施設に収容されたことにより保護観察所において受理した事件の有無とした。

再犯リスクの高低を統制するため、プログラムの受講の有無に加えて、再犯リスクのアセスメントツール（RAT）<sup>4</sup>の得点を変数とした。この得点については、性犯罪の保護観察対象者の再犯予測力が検証されている<sup>5</sup>。

### 4 結果

プログラム受講群と非受講群の性犯罪の再犯<sup>6</sup>に至るまでの期間について生存曲線（図1）を作成し<sup>7</sup>、その再犯率の差について検定<sup>8</sup>を行った結果、受講群のほうが非受講群より有意に再犯率が低かった（表4）。次に、プログラム受講の有無とRAT得点を変数として分析<sup>9</sup>を行った結果、プログラムを受講していないこととRAT得点が高いことが性犯罪の再犯を予測していた<sup>10</sup>（表5）。したがって、再犯リスクの高低を統制しても、受講群の方が非受講群よりも再犯に至る者が少ないと言え、プログラムの効果が示唆された。

なお、性犯罪を含むすべての再犯については、解析の前提となる条件を満

---

<sup>4</sup> RATは、Risk Assessment Toolの略であり、本件の犯罪内容や前歴の犯罪内容、反復性等、処遇の実施によって変化しない事項について得点化し、性犯罪者の再犯リスクを算出する保険統計的なツールである。Static-99(Hanson,Thornton,2000)を参考にしている。

<sup>5</sup> 勝田聡・羽間京子、2013 保護観察所における性犯罪者処遇のあり方について 「犯罪と非行」176号215頁～227頁

<sup>6</sup> 性犯罪の再犯とは、全ての再犯のうち、罪名が性犯罪及びその他の罪に当たる事実であってその動機・原因が性的欲求に基づくものとした。再犯の日は、便宜的に判決の言渡しの日とした。

<sup>7</sup> 再犯（性犯罪以外の再犯を含む）がある場合には、保護観察開始日から再犯の日まで、再犯がない場合には、保護観察開始日から平成31年3月末日までを観測期間とした。（最長1909日）

<sup>8</sup> 2群の再犯までの期間に差があるかを検定するログランク検定の手法によって行った。

<sup>9</sup> 再犯が発生するまでの時間を複数の説明変数に基づいて予測するCOX回帰分析によって行った。

<sup>10</sup> 分析に当たって必要とされる比例ハザード性が満たされていることを確認した。

たしていなかった<sup>11</sup>ため、検証は行わなかった。

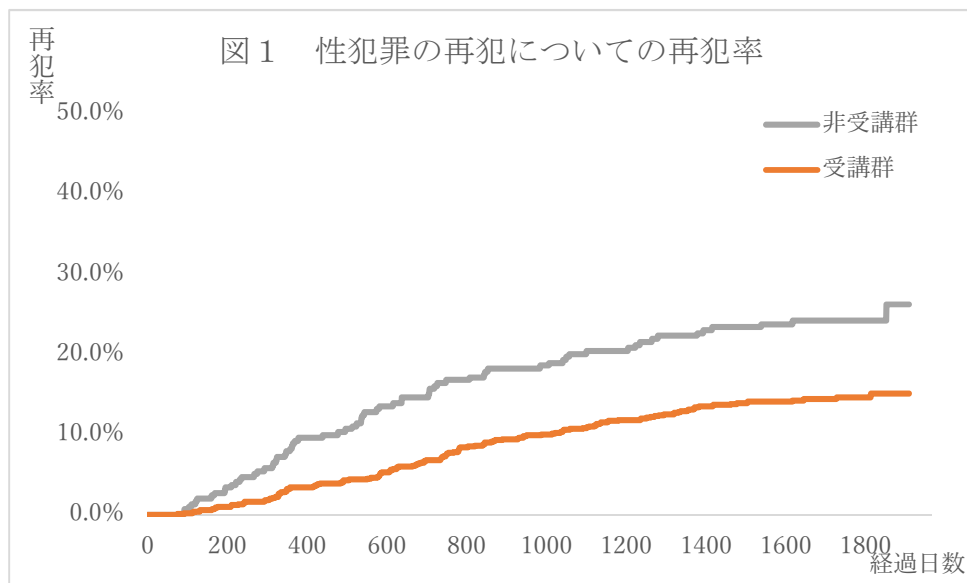


表4 性犯罪の再犯についての観測期間最終日の再犯率

人数	再犯率		$\chi^2$ 値	p 値
	受講群	非受講群		
1,198	15.1%	26.2%	17.11	.00004***

\*\*\*  $p < .001$

表5 性犯罪の再犯の予測に寄与する要因

	多変量解析		
	ハザード比	(95%CI)	p 値
プログラム受講の有無	1.485	(1.101-2.004)	.009**
RAT 得点	1.442	(1.346-1.545)	.001***

\*\* $p < .01$ , \*\*\*  $p < .001$

<sup>11</sup> 比例ハザード性の仮定を満たしていなかった。

## 保護観察所における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果の概要（令和2年3月）

### 性犯罪者処遇プログラムの構成

導入プログラム	コアプログラム ・全5課程からなる中核的なプログラム ・特別遵守事項により義務付け	指導強化プログラム	家族プログラム
---------	---	-----------	---------

### 対象・方法

#### 対象

平成26年に保護観察を開始した男性の性犯罪者（仮釈放者・保護観察付執行猶予者） 1,198人

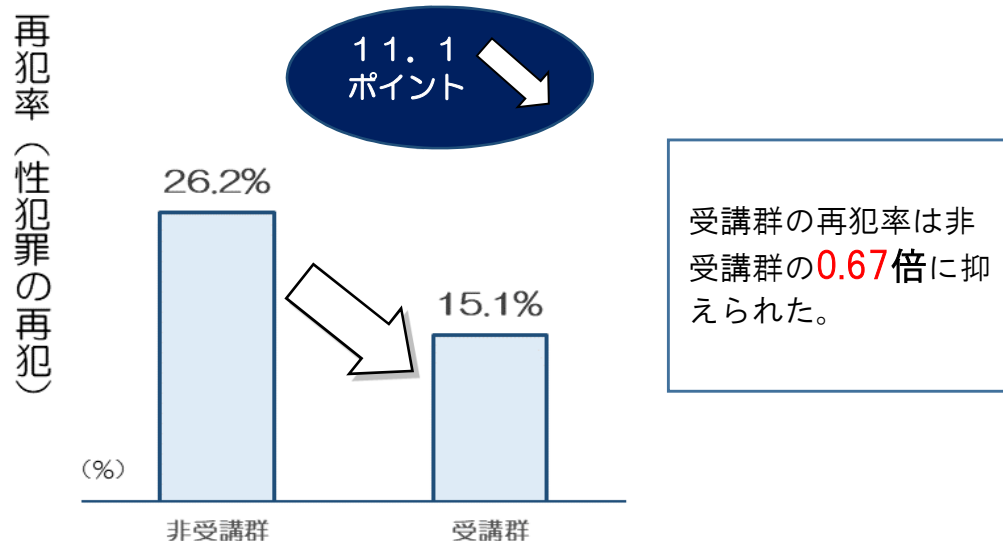
- 受講群：コア・プログラムを受講した者 901人
  - 非受講群：コア・プログラムを受講していない者（※） 297人
- （※）保護観察期間が3月未満、重度の知的障害又は精神障害を有する等の除外事由に該当する者

#### 方法

- 受講群と非受講群の再犯の発生状況を追跡調査（平成31年3月末日まで。最長5年3月）し、再犯の発生とプログラム受講の有無の関連を分析
- 両群の再犯リスクの高低を統制した上で比較分析

### 性犯罪者処遇プログラムの再犯抑止効果が示唆された

### 結果



➡ 今後、プログラムの効果を更に分析するために、保護観察事件記録の精査や保護観察官へのインタビュー等による質的分析を実施していく必要がある

# 性犯罪者処遇プログラム

## 対象

本件処分の罪名に、強制わいせつ(刑法第176条)、強制性交等(刑法第177条)、準強制わいせつ・準強制性交等(刑法第178条)、監護者わいせつ及び監護者性交等(刑法第179条)、強制わいせつ等致死傷(刑法第181条)又は強盗・強制性交等及び同致死(刑法第241条)が含まれる者(未遂を含む。)

本件処分の罪名のいかんにかかわらず、犯罪の原因・動機が性的欲求に基づく者(下着盗、住居侵入等)

